

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 29 年度人材育成を通じた窓口サービス向上事業「中央区役所語学研修」業務委託

2. 契約の相手方

(株)インターグループ

3. 随意契約理由

本事業は、中央区役所の窓口サービス向上を目指し、区役所へ来庁する外国人市民に対し、手続き窓口への案内や制度説明等をスムーズかつ的確に行えるよう、職員の語学力を向上させることを目的とする事業であり、実施する研修の内容については、窓口対応に適した企画力や受講者スキルの評価を求められるなど、高度な知識・技術、ノウハウや応用力が必要とされる業務であるため、最も適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて仕様を作成する業務委託が優れた成果を期待できるため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ(電話番号: 06 - 6267 - 9625)

随意契約理由書

1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

2. 契約の相手方

株式会社公益社

3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し（実際には区役所での死体の引き取りはしない）がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱いの協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ（電話番号：06 - 6267 - 9872）